

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります



◇免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

◇対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

◇届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

◇届出先

- ・うきは市役所 市民生活課 国保・年金係
- ・うきは市民センター 浮羽市民課

◇施行日

平成31年4月1日

◇添付書類について

出産前に届書の提出をする場合

母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合

出産日は市役所で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

◇個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類（通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し）
- ②本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カードなど）

※基礎年金番号により本人が窓口で届出を行う際は、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）、本人確認書類（免許証など）を提示してください。

●問合せ

市民生活課 国保・年金係 Tel.75-4973

よくあるご質問

Q₁

平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A₁

施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分5月分の保険料が免除となります。

Q₂

産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A₂

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q₃

産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A₃

産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q₄

出産後に届出することはできますか？

A₄

出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。

Q₅

保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A₅

保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。